

防経装第826号
25.1.28
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防官文(事)第156号
28.3.31
一部改正 防装宁(事)第132号
令和5年3月31日
一部改正 防装宁(事)第238号
令和5年6月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

過払事案の処理要領について (通達)

過払事案に係る特別調査、損害賠償請求その他の対応措置については、より適正な過払事案の処理を図るため、別添によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：過払事案の処理要領

過払事案の処理要領

第1 目的

この要領は、過払事案に係る特別調査及び損害賠償請求その他の対応措置を定めることにより、過払事案の統一かつ明確な処理を行うことを目的とする。

第2 職員の責務

職員は、関係法令及びこの要領の定めるところにより、厳正かつ迅速に過払事案を処理しなければならない。

第3 過払事案の定義

この要領において、過払事案とは、調達物品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等及び当該装備品等に係る役務をいう。以下同じ。）の調達に係る直接契約について、契約の相手方によって、又は下請契約を介してその下請負者によって行われる防衛省に対する次の各号のいずれかに該当する不法行為（以下「過大請求行為」という。）により、防衛省に不当に高額な契約代金の支払を行わせ又は支払を予定させ（超過利益返納条項付確定契約の場合にあっては、不当に低額の超過利益の返納を求めさせ若しくは超過利益の返納を求めないよう仕向け又はそれらを予定させ）、その結果として防衛省に現に損害が発生し又は発生するおそれが生じた事案であって、損害賠償請求、取引上の措置その他所要の措置を講ずる必要が認められるものをいう。

- (1) 調達物品等に係る計算価格を原価計算方式（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「予定価格訓令」という。）第2条第8号に規定する計算の方式をいう。）により算定した一般確定契約の場合において、故意又は重大な過失により過大な工数を実績として申告等したことに起因して防衛省が約定した過大な契約代金の最終の支払を防衛省に請求すること。
- (2) 超過利益返納条項付確定契約の場合において、防衛省による契約代金の最終の支払後の原価監査に際して、故意又は重大な過失により過大な工数を実績として申告等すること。
- (3) 準確定契約又は概算契約の場合において、故意又は重大な過失により原価監査に際して過大な工数を実績として申告等したことに起因して防衛省が確定した過大な契約代金の最終の支払を防衛省に請求すること。

第4 報告手順

- 1 職員は、過払事案になり得ると思われる事実（以下「疑義案件」という。）

)を知り得た場合には、疑義案件に係る契約事務を所掌する支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、契約担当官、分任契約担当官又は予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第12号に規定する補助者（以下「関係支担当官」という。）にその旨を速やかに通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた関係支担当官は、疑義案件が過払事案になり得ると判断した場合には、その旨を速やかに関係支担当官が属する機関等の経理担当部長等（大臣官房会計課長、防衛大学校総務部長、防衛医科大学校事務局総務部長、防衛研究所企画部長、統合幕僚監部総務部長、陸上幕僚監部監理部長、海上幕僚監部総務部長、航空幕僚監部装備計画部長、情報本部総務部長、防衛監察本部総務課長及び地方防衛局総務部長並びに防衛装備庁長官官房審議官をいう。以下同じ。）に報告又は通知するものとし、当該報告又は通知を受けた経理担当部長等は、防衛装備庁長官へその旨を速やかに報告しなければならない。

第5 主管支担当官及び主管部長の指定

防衛装備庁長官は、第4第2項により報告を受けた疑義案件が複数の機関等に関わるものである場合において、いずれかの経理担当部長等がこれを一元的に処理することが必要であると認めるときは、第7第6項に規定する経費率の算定を一元的に行う関係支担当官を主管支担当官に、当該関係支担当官が属する機関等の経理担当部長等を主管部長にそれぞれ指定することができる。ただし、これにより難しい場合には、防衛装備庁長官は、いずれかの関係支担当官を主管支担当官に指定することができる。

第6 特別調査の実施

- 1 主管支担当官又は関係支担当官（以下「主管支担当官等」という。）は、第4第2項により防衛装備庁長官へ報告された疑義案件に係る契約の相手方（下請負者を含む。以下同じ。）に対して特別調査（過払額の算定を行うための調査をいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、主管支担当官等は、当該契約の相手方に対して、特別調査を実施する旨通知するものとする。
- 2 主管部長又は経理担当部長等（以下「主管部長等」という。）は、特別調査の実施に当たり、防衛装備庁長官と調整するものとする。
- 3 主管部長等は、特別調査の実施のため必要があると認める場合には、他の経理担当部長等に協力を求めることができる。

第7 過払額の算定

- 1 主管支担当官等は、主管部長等を通じ、あらかじめ防衛装備庁長官に協議し

た上で防衛省における会計に関する書類等の保存期間等を勘案して過払額算定の対象期間を決定し、特別調査の開始から原則として1年以内を目途として過払額の算定を行うものとする。この場合において、過払額の算定に1年を超える期間を要するときは、その理由を明示の上、算定を完了する時期について防衛装備庁長官に協議するものとする。

2 過払額の算定は、過大請求行為に該当する事実が存することを個別の契約ごとに確認した上で、原則として一の契約ごとに行うものとし、その額は、支払済みの金額から次に掲げる額を合算して得られる適正な契約金額を減じた額とする。

(1) 実績原価（実際原価（契約の相手方が契約履行のために現に支出し又は負担した原価であって、原価元帳その他の帳簿類（契約の相手方の計算書類等（会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びにこれに準ずる書類をいう。以下同じ。）の基礎となった書類であって、主管支担当等により真正なものとして確認されたものに限る。以下同じ。）に基づき原始伝票等により裏付けられているものをいう。）について、主管支担当等が、加工費に第6項第1号の規定に基づき算定した加工費率を適用するなど、これを構成する原価要素ごとに必要に応じて修正し、適正と確認した額をいう。）

(2) 第6項第2号から第4号までの規定に基づき算定した経費率により計算した一般管理及び販売費、利子並びに利益

(3) 原価外費用

3 前項の規定にかかわらず、過大請求行為に係る契約が一般確定契約である場合の過払額は、同項の規定による過払額から契約の相手方が当該契約の締結の日以後に実現した製造技術、生産管理手法等の改善により生じた原価の削減分に当該削減分に係る費用及び利益を加えた額を減じた額の範囲において、契約の相手方の過大請求行為に起因して契約金額が増加した額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、個別の契約ごとに実績原価を確認するために必要な原始伝票等の資料が保存されていない場合、複数の契約が一括管理されている場合、必要な資料が十分に残存していないために過大請求行為の有無の確認又は過払額の算定に要する期間の見積りができない場合、一般確定契約において契約金額の増加要因ごとの不法行為との因果関係を解明できない場合その他同項の算定方法により難しい場合の過払額は、帳簿類等に基づく対防衛省売上高から次の各号に掲げる契約に係る支払金額の合計額を控除した上で、これに対応する適正な売上原価、一般管理及び販売費、利子及び利益並びに原価外費用を合算して得た額を減じた額とする。

(1) 契約の相手方が防衛省に提出又は提示した見積りと従来の実績との関係が不明確な一般確定契約、下請負者による不法行為が専ら直接契約者に対してのみ行われた間接契約、下請負者による不法行為が直接契約者を通じ

て防衛省に対して行われたと認められるものの防衛省に損害が発生していない間接契約その他過大請求行為に該当する事実を確認できない契約

(2) 前2項の規定に基づき過払額を算定できる契約

5 前3項の規定による過払額の算定方法は、契約の相手方の状況に応じて組み合わせ適用することができる。この場合において、その適用方法に疑義のある主管部長等は、防衛装備庁長官に協議するものとする。

6 過払額の算定に当たり、適用する経費率の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加工費率 帳簿類に記載されている金額から、予定価格訓令第36条に規定する非原価項目の額を控除した上で同訓令に規定する加工費率の計算の例により算定するものとする。

(2) 一般管理及び販売費率 契約相手方の計算書類等における一般管理及び販売費の明細書等に記載されている金額から予定価格訓令第36条に規定する非原価項目の額を控除した上で同訓令に規定する一般管理及び販売費率の算定の例により算定するものとする。

(3) 利子率 予定価格訓令に規定する利子率の計算の例により算定するものとする。

(4) 利益率 予定価格訓令に規定する利益率の計算の例により算定するものとする。

7 主管支担当等は、契約の相手方による特別調査の拒否その他の理由により第2項から前項までの規定により難しい場合には、主管部長等を通じ、あらかじめ防衛装備庁長官に協議した上で過払額を算定するものとする。

第8 特別調査結果の報告

1 主管支担当等は、特別調査の結果を主管部長等へ速やかに報告又は通知するものとし、当該報告又は通知を受けた主管部長等は、防衛装備庁長官へ速やかに報告するものとする。

2 前項の規定による場合のほか、主管部長等は、防衛装備庁長官から報告の求めがあったときは、特別調査の進捗状況、過払額の算定状況（その時点における暫定的な算定値を含む。）その他特別調査の実施状況について、直ちに報告しなければならない。

第9 損害賠償請求

1 特別調査の結果、過払額があると認められた契約の相手方に対し主管支担当等が損害賠償請求をする場合の請求額は、第7により算定した過払額に利息を加えて算定するものとし、利息の算定に当たって適用する利率は関係法令の定めるところによる。

2 過払額が複数の関係支担当官に関係している場合は、国の債権の管理等に関

する法律施行令（昭和31年政令第337号）第7条の規定に基づき債権管理事務の引継に必要な手続を行うことができる。この場合において、当該債権管理事務は、原則として、主管部長の属する機関等の歳入徴収官等（国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第2条第4項に定める歳入徴収官等をいう。以下同じ。）に引継がせるものとし、歳入徴収官等が複数いる場合にあっては、主管部長が指定する歳入徴収官等に引継がせるものとする。

- 3 歳入徴収官等は、当該契約の相手方が損害賠償請求に応じない場合には、経理担当部長等を通じ、あらかじめ防衛装備庁長官に協議した上で訴訟に関し必要な手続を実施するものとする。

第10 防衛調達審議会への報告

防衛装備庁長官は、過払事案となり得る疑義案件の発見、特別調査の結果、損害賠償請求、取引上の措置その他の事項について、必要に応じ、防衛調達審議会へ報告するものとする。

第11 過払事案の公表

防衛装備庁長官は、必要に応じ、過払事案の内容、取引上の措置その他の事項について公表するものとする。

第12 損害賠償請求権以外の請求権の対応

主管支担当等、過払事案の処理に当たり、不法行為に基づく損害賠償請求権以外の請求権（不当利得若しくは債務不履行に基づく返還請求権又は違約金請求権をいう。）に基づき納付を請求する必要があると判断した場合には、主管部長等を通じ、あらかじめ防衛装備庁長官に協議した上で適切な措置を講ずるものとする。